

県南広域振興圏地域協働懇談会設置要綱

(設置)

第1 県南広域振興圏における地域の目指すべき姿を明確にし、施策の方向性や具体的な推進方策等について官と民が協働により推進するため、県南広域振興圏地域協働懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 懇談会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) いわて県民計画に関すること。
- (2) 県南広域振興局施策評価等に関すること。
- (3) 県と市町及び関係団体等との具体的連携（機能分担）の推進に関すること。
- (4) その他局長が必要と認める事項に関すること。

(構成員)

第3 構成員の定数は、20人以内とする。

- (1) 構成員は、県南広域振興局管内に在住又は勤務する有識者及び公募に応じた者とする。
- (2) 構成員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4 会議は、必要に応じて局長が招集し、主宰する。

2 局長は、必要がある場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5 構成員に係る庶務は、県南広域振興局経営企画部経営企画室において処理する。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、構成員に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。